

「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」
の改正案に対する意見及びそれに対する考え方

意見募集期間: 令和7年2月1日(土)～同年3月2日(日)(案件番号: 145210442)

意見提出者一覧
意見提出 4件(法人: 4件)

※提出意見数は、意見提出者数としています。
(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	株式会社NTTドコモ
2	一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
3	西日本電信電話株式会社
4	東日本電信電話株式会社

意見	考え方	修正の有無
意見1	考え方1	
○ 本ガイドライン改正案は、「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」や「事業者間協議の場」における議論を踏まえたものであり、すべての対象事業者が情報開示等に取り組むことは、データ通信量の増大に対し、データセンタ間の通信インフラ整備推進等に資すると考えることから、賛同します。 ○ 本ガイドラインの運用にあたっては、保有する設備の状況は事業者により区々である等の実態を鑑み、事業者へ過度な負担とならないよう配慮いただきたいと考えます。 (株式会社 NTT ドコモ)	○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見2	考え方2	
○ 電気通信事業者間の協議プロセスに係る考え方等を明確化する観点から、本ガイドラインの改正に賛同致します。 ○ 但し、事業規模の小さな開示元事業者においては、専用の WEB ページの作成や手続きの完全なWEB化が負担になる可能性も考えられることから、以下の通り規定を修正いただくことを希望致します。 ＜修正案＞ ・申請の頻度が著しく僅少である開示元事業者においては、事業者のWEBページ上にて、申請書類のひな形や送付先	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 専用の WEB ページの作成に関しては、事業者間協議の場において、共通の取組の方向性として、開示元事業者において申請に必要な情報を集約した WEB ページを作成することについて整理されたところ、「専用の WEB ページ」とは、「申請・使用手続に必要な情報を集約したページ」を指し、その手法に関しては専用の WEB ページの新規作成に限定するものではありません。	無

のメールアドレスを掲載する方法も可能とし、申請状況に応じてWEBによるオンライン化の運用に移行すること。 (一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟)		
意見3	考え方3	
○ 当社はこれまで、敷設した光ファイバについて、「電気通信事業法」に基づき、他の電気通信事業者様に公平にご提供するとともに、中継光ファイバに係る利用可能区間の開示や異経路調査の手続きを設ける等、事業者様がご利用しやすい環境を整備することで、多くの事業者様にご利用いただいております。 ○ また、当社は、ネットワークのレジリエンス向上や災害時の迅速な復旧等に向け、他の公益事業者や国・地方自治体の保有する設備を利用する立場でもあり、事業者間で共用しやすい環境を整備していくことは、様々な事業者による設備競争が促進され、日本の通信網全体の強靱化に資するものと考えます。 ○ 一方、それらを実現するうえで、セキュリティや公共上の安全性の確保は、利便性と比較できない必須の要件であり、それにより日本の通信網全体の信頼性確保・日本のデータセンタの国際競争力の向上につながるものと考えます。 ○ 今回の改正案は、上記の趣旨を踏まえ、「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」において議論・取りまとめた内容や、その後に開	○ 賛同の御意見として承ります。	無

催された「事業者間協議の場」における検討結果を反映した内容となっており、改正案に賛同します。 ○ 改正案を踏まえ、当社においても、安全保障やセキュリティに配慮しつつ、引き続き各事業者様の必要な協力を得ながら、事業者間で設備を共有しやすい環境の整備に向けて前向きに取り組んでまいりたいと考えます。 （東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社）		
--	--	--

以上